





「登録金融機関」とあるのは「登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）」と、「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者（証券取引法第二条第十二条に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）」と、同条第十四号の二中「法第四十二条第一項第七号」とあるのは「証券取引法第四十二条第一項第七号」と、同条第十六号中「有価証券等清算取次ぎ」を除く。第十条第一号において同じ」とあるのは「有価証券等清算取次ぎを除く。第十条第一号において同じ」とあるのは「法第二条第八項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第八項第一号」と、「法第二十四条第八項」とあるのは「証券取引法第二十四条第八項」と、「法第二十四条の五第七項」とあるのは「証券取引法第二十四条の五第七項」と、「証券会社に関する内閣府令（平成十年 総理府 大蔵省令第三十二号）」とあるのは「証券会社に関する内閣府令」と、同条第十八号中「法第一百六十六条第二項第一号イ」とあるのは「証券取引法第一百六十六条第二項第一号イ」と、「法第一百六十三条第一項」とあるのは「証券取引法第一百六十三条第一項」と読み替えるものとする。

等に関する内閣府令第十二条第一項第七号」と、「登録金融機関」とあるのは「登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）」と、「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者（証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）」と、同条第十四号の二中「法第四十二条第一項第七号」とあるのは「証券取引法第四十二条第一項第七号」と、同条第十六号中「有価証券等清算取次ぎを除く。第十条第一号において同じ」とあるのは「有価証券等清算取次ぎを除く。」と、同条第十七号中「法第二条第八項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第八項第一号」と、「法第二十四条第八項」とあるのは「証券取引法第二十四条第八項」と、「法第二十四条第五项」とあるのは「証券取引法第二十四条第五项」と、「証券会社に  
関する内閣府令（平成十年 総理府令第三十二号）」とあるのは「証券会社に  
関する内閣府令」と読み替えるものとする。



条第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号」と、「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と読み替えるものとする。

27 行為規制等府令第十条第四号及び第十号の規定は、法第十四条第四項において準用する証券取引法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況について準用する。

「法第六十五条第二項第一号」とあるのは「証券取引法第六十五条第二項第一号」と、「法第二条第一項第九号」とあるのは「証券取引法第二条第一項第九号」と、「第十二条第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号」と、「法第一条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と読み替えるものとする。

30 28 • 29 (略)

行為規制等府令第十一条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十一条第一号及び第二号中「法第三十四条第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第一項第一号」と、同条第三号及び第四号中「第三十四条第二項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項第二号」と、同条第五号中「法第四十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第

27 行為規制等府令第十条第四号及び第十号の規定は、法第十四条第四項において準用する証券取引法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況について準用する。この場合において、行為規制等府令第十号中「第四条第三号」とあるのは、「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第四条第三号」と読み替えるものとする。

30 28 • 29 (略)

行為規制等府令第十一条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十一条第一号及び第二号中「法第三十四条第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第一項第一号」と、同条第三号及び第四号中「第三十四条第二項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項第二号」と、同条第五号中「法第四十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第

四十四条」と、「法第二十七条の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第一項」と、「法第二十七条の二十二の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二十二の二第一項」と、「役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第十二号及び第十三号において同じ。）」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員（会計参与に類する役職にある者が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第三十項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第十二号及び第十三号において同じ。）」と、同条第六号及び第七号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第六項において準用する証券会社に関する内閣府令」と、同条第十一号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、「第四条第二号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第四条第二号」と、同条第十二号及び第十三号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と読み替えるものとする。

四十四条」と、「法第一百六十三条」とあるのは「証券取引法第一百六十三条」と、「法第二十七条の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第一項」と、「法第二十七条の二十二の二第一項」と、「役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第十二号及び第十三号において同じ。）」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員（会計参与に類する役職にある者が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第三十項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第十二号及び第十三号において同じ。）」と、同条第六号及び第七号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第六項において準用する証券会社に関する内閣府令」と、同条第十一号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、「第四条第二号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第四条第二号」と、同条第十二号及び第十三号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と読み替えるものとする。